瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上六月十九日）
相吉　治平　奥崎　儀郎　川口　浩司
佐口　欣也　渋谷　季幸　滝川　豊
松波　二郎

瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上六月二十日）
榎本　良一

瑞宝小綬章を授けられる
大山　寛　塚本　繁二　内藤　政次

瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上六月二十日）
郡司　幸男

瑞宝単光章を授けられる（六月二十二日）
日比野忠彦　藤平　惠三

瑞宝双光章を授けられる（各通）
鳥山　豊

瑞宝単光章を授けられる（以上六月二十二日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の茨城県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　八月一日
皇居（正門）御出門
秋葉原駅御発
つくば駅御着
独立行政法人宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター
オークラフロンティアホテルつくば
つくば国際会議場
お泊所　オークラフロンティアホテルつくば

第二日　八月二日
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所（本部地区）
独立行政法人農業生物資源研究所（大わし地区）
つくば駅御発
南千住駅御着
還幸啓

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十九日午後四時五十七分御出門、企画展「日本の生物多様性とその保全」及び特別展「大哺乳類展―海のなかまたち」を御覧のため、国立科学博物館（台東区）へ行幸啓、同六時三十八分還幸啓になった。

公　告

諸　事　項

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第４７６号
長野県長野市南県町685番地　共立会館３階
堀内英雄司法書士事務所
申立人　堀内　英雄
本籍長野県中野市大字新野102番地、最後の住所長野県上高井郡小布施町大字雁田992番地９　15―Ｄ―８、死亡の場所長野県上高井郡小布施町、死亡年月日平成21年８月10日、出生の場所長野県上高井郡小布施町、出生年月日昭和30年11月15日、職業無職
被相続人　亡　古川恵一郎
催告期間満了日　平成23年２月９日
長野家庭裁判所

平成２２年（家）第３０２４４号
広島市中区東白島町21番10号東白ビル
申立人　竹岡龍太郎
本籍徳島県三好市井川町井内東291番地２、最後の住所広島県安芸郡府中町青崎東19番34―614号　ヴェルシャトー府中、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成21年８月５日、出生の場所岩手県上閉伊郡宮守村、出生年月日昭和５年11月24日、職業無職
被相続人　亡　山本　金二
催告期間満了日　平成23年２月７日
広島家庭裁判所

平成２２年（家）第３３７号
山口県下関市菊川町大字日新385番地２
申立人　前田　和美
本籍山口県豊浦郡菊川町大字田部781番地、最後の住所広島市東区光が丘13番13号　双葉荘、死亡の場所広島市東区、死亡年月日平成６年10月11日、出生の場所山口県豊浦郡豊東村大字田部781番地、出生年月日昭和４年10月20日、職業不詳
被相続人　亡　柗井　和夫
催告期間満了日　平成23年１月31日
山口家庭裁判所下関支部

平成２２年（家）第６８６号
愛媛県松山市平井町3157番地224
申立人　前田　一雄
本籍愛媛県北宇和郡広見町大字沢松752番地、最後の住所愛媛県松山市衣山５丁目732番地８、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成16年10月24日、出生の場所愛媛県宇和島市、出生年月日昭和６年１月14日、職業不詳
被相続人　亡　二宮　幸子
催告期間満了日　平成23年２月２日
松山家庭裁判所

平成２２年（家）第２２３号
愛媛県大洲市中村195番地１
申立人　弁護士法人たいよう
本籍愛媛県八幡浜市保内町川之石６番耕地475番地、最後の住所愛媛県八幡浜市保内町川之石６番耕地22番地２、死亡の場所愛媛県八幡浜市、死亡年月日平成21年８月12日、出生の場所愛媛県西宇和郡川之石町、出生年月日昭和11年12月１日、職業無職
被相続人　亡　上田　昌弘
催告期間満了日　平成23年２月２日
松山家庭裁判所大洲支部

平成２２年（家）第９０９５号
北九州市小倉北区京町３丁目15番15号　辰巳ビル７階
申立人　岡部　友和
本籍愛媛県宇和島市吉田町魚棚96番地、最後の住所北九州市門司区大字恒見122番地３、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日平成19年11月15日、出生の場所大阪市住吉区、出生年月日昭和２年12月21日、職業無職
被相続人　亡　藤堂　辰雄
催告期間満了日　平成23年２月２日
福岡家庭裁判所小倉支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（へ）第４号
東京都東久留米市浅間町３丁目11番１号
申立人　有限会社五光商店
代表者代表取締役　五十嵐万貴子
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月20日
平成22年７月５日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　Ｌ104525
金額　77,311円
支払人　武蔵野銀行新座支店
支払地　埼玉県新座市
振出日　平成22年４月15日
振出地　埼玉県新座市
振出人　株式会社魚久　代表取締役　木村　哲也
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　Ｌ104580
金額　77,311円
振出日　平成22年５月15日
⑵の小切手の支払人、支払地、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の小切手の記載と同じ

平成２２年（へ）第４号
神奈川県藤沢市石川684―５
申立人　齋藤　武志
権利を争う旨の申述の終期　平成22年10月４日
平成22年７月５日　横浜簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　90280―385614
金額　1,000,000円
支払人　横浜本町郵便局長
支払地　横浜市中区
振出日　平成19年２月13日
振出地　横浜市中区
振出人　日本郵政公社　横浜本町郵便局長　浅田　弘行
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
新潟市東区上木戸２丁目22番８号
申立人　株式会社エーテック
代表者代表取締役　村山　孝
権利を争う旨の申述の終期　平成22年11月11日
平成22年７月５日　長岡簡易裁判所